

酒田法第 1029 号
平成 23 年 3 月 18 日

酒田市浜中乙 123 番地
株式会社 オードヴィ庄内
代表取締役 佐藤 晴之 殿

酒田税務署長 渡邊 美津夫



果実酒製造免許の期限延長通知書

平成 23 年 2 月 16 日付で申出のあった酒田市大字浜中字下村 505 番の果実酒製造免許の期限延長については、これを認めることとし、平成 6 年 2 月 1 日付で通知した果実酒製造免許に付けた期限を平成 23 年 3 月 18 日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第 21 条の規定により通知します。

記

免許の期限は、平成 24 年 3 月 31 日限りとする。